



コロナ関連

イベント

セミナー・教室

相談

募集

お知らせ

コロナ関連

イベント

セミナー・教室

相談

募集

お知らせ

お知らせ Information

介護保険事務所から 確定申告などの介護保険料(社会保険料)控除について

1月1日から12月31日までに支払った介護保険料は、申告の際、社会保険料控除として計上できます。金額は下記よりご確認ください。

- ① 65歳以上で特別徴収(年金天引き)の方  
翌年の1月下旬に、日本年金機構などから「公的年金等の源泉徴収票」が送られます。この通知書に年金から天引きされた金額が、社会保険料の金額として記載されています。また、遺族年金と障害年金(非課税年金のため源泉徴収票は送付されません)から特別徴収されている方で申告をされる場合は、翌年1月以降に『介護保険料納付証明書』を発行しますので、下記へお問い合わせください。
- ② 65歳以上で普通徴収(納付書払い)の方  
納付した際の領収証書をご確認ください。納付した年ごとの合計になりますので、領収印の年月日でご確認ください。
- ③ 65歳以上で普通徴収(口座振替)の方または②の方で領収証書を紛失した場合  
上記①と同様、翌年1月以降に『介護保険料納付証明書』を発行しますので、下記へお問い合わせください。
- ④ 40歳～64歳で健康保険に加入している方  
加入している健康保険組合などに、直接お問い合わせください。
- ⑤ その他  
当年中に介護保険料の納め方が「普通徴収から特別徴収に切り替わった方またはその逆になった方」、「特別徴収のほか普通徴収の追加があった方」、「納付書払いから口座振替に変わった方」、また「他の市町村から転入した方」、「65歳になった方」などは、それぞれで納付した額の合計金額になります。  
※介護保険事務所ホームページ「OS介護ネット」(https://www.oskaigonet.or.jp/)の「介護保険料Q&A」にも、上記のほか介護保険料に関する様々な情報を掲載しています。

【問合せ】介護保険事務所 保険給付班 ☎0187-86-3911

お知らせ Information

令和3年度分 軽油引取税免税証(農業用)交付申請書の集合(仮)受付について

農業用免税軽油制度は、法律上、令和3年3月31日で終了することになっていますが、制度が継続された場合に対応するため、令和3年度使用分の免税証交付申請書の集合(仮)受付を行いますので、免税証の交付を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、次の会場で申請手続きをしてください。制度が継続されない場合、免税証を交付できません。制度が継続された場合、集合(仮)受

付を行った方に4月上旬に免税証を交付する予定です。なお、総合県税事務所仙北支所での(仮)受付は、令和3年2月1日から行います。ただし、支所(仮)受付分の交付は、集合(仮)受付分よりも遅くなりますので、できるだけ下記の会場で申請手続きをしてください(お住まいの地域以外の会場でも申請することができます)。

【集合(仮)受付日程】

地域	受付日	時間	会場
田沢湖 西木	12月7日 ㊄	10:00～11:30 13:00～15:00	西木総合開発センター 2階集会室
角館	12月8日 ㊄		角館交流センター 第1研修室

【必要書類等一覧表】

書類など	手続き				備考
	新規	更新	継続	機械追加	
免税軽油使用者証		○	○	○	
免税軽油使用者証交付申請書	○	○			交付時に秋田県証紙(400円分)が必要。
誓約書	○	○			
機械の販売証明書	○	※		○	※機械の追加・入替があれば必要。
免税証交付申請書	○	○	○	○	
農作業予定表	○	○	○	○	
耕作証明書	○	○	○	○	農業委員会が交付したものに限り。
免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○	
軽油の納品書または販売証明書		○	○	○	
未使用の免税証		○	○	○	
印鑑	○	○	○	○	

▶今年度は郵送申請することができます。詳しくは秋田県公式サイト「美の国あきたネット」をご覧ください。▶午前の受付よりも、午後の受付の方が混んでいないため、比較的短い時間で手続きをすることができます。▶必要書類が揃っていないまたは記入漏れがある場合、受付は後回しになりますので、必要書類を揃え、すべて記入したうえでお越しください。なお、申請書類は総合県税事務所各支所に用意しています。▶制度が継続された場合、免税軽油使用者証(厚紙)の有効期間は、交付日から3年間となりますので、交付年月日が平成30年12月以前である場合は、更新申請が必要です。▶共同申請には、全員分の印鑑と耕作証明が必要です。使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要です。▶すでに購入した分や作業を終えた分の軽油については、免税証を交付できません。▶来場の際はマスク着用、咳エチケットおよび手指消毒などにご協力をお願いします。※秋田県公式サイト「美の国あきたネット」で必要書類、申請手続きなどについてご案内しています。「秋田県 免税軽油 令和3年」で検索してください。一部の様式をダウンロードできます。  
【問合せ】秋田県総合県税事務所 課税第二課 ☎018-860-3341

セミナー・教室 Seminar&Lesson

仙北市次世代農業者育成研修会

仙北市では「耕作放棄地の増加」「担い手不足」など様々な課題を解決する手法として、農業IoTを導入し、作業の効率化、生産性を向上させる運営事業者の育成を目指しています。

この度、最新の農業機器(農業IoTなど)の活用など、これからの時代の農業のあり方を、実践者や有識者の話を交えながらみんなで考える研修会(意見交換会)を開催しますので、ぜひご参加ください。

【日時】12月16日 ㊄ 13:00～15:00  
【場所】神代就業改善センター  
【対象者】次世代農業に興味関心のある方  
【参加料】無料(申込不要)  
【問合せ】仙北市地方創生・総合戦略室 ☎43-3315

お知らせ Information

JR東日本 秋田支社 冬期における踏切事故防止のご協力と踏切通行止めのお知らせ

冬期は雪や路面凍結によりスリップし、踏切上で停止または脱輪してしまうことが考えられます。踏切前では一旦停止し、左右の安全を確認してから横断してください。なお、下記の踏切は通行止めとなります。

【通行止め予定】三之丞踏切(田沢湖卒田字街道南15-3)  
【通行止め期間】12月8日 ㊄～令和3年3月31日 ㊄  
【問合せ】信号通信指令室 ☎0120-401-625

お知らせ Information

善意ありがとうございます

【仙北市社会福祉協議会へ寄付】  
10月受付分、敬称略  
◆仙北市角館交流センター指定管理者 ㈱秋田SDI サービス  
◆佐藤元子(角館町山根町)  
◆川村周治(角館町西勝楽町)  
◆永井慎吾(生保内字造道)  
◆田中恒雄(生保内字上滝沢)

セミナー・教室 Seminar&Lesson

お花の講習会

【日時】①クリスマスツツ(大人)《12月13日 ㊄ 13:30～15:30》②お正月の松飾り《12月19日 ㊄ 10:00～12:00》③クリスマスアレンジ(子ども・3歳～小学6年生)《12月20日 ㊄ 13:30～15:30》  
【場所】角館交流センター  
【定員】各10人(③は保護者同伴のこと)  
【参加料】①3,000円 ②2,000円 ③1,500円 ※講習で使用材料・花代。  
【持ち物】①エプロン・花ハサミ ②エプロン・軍手 ③ハサミ  
【申込期限】開催日の3日前まで  
【その他】参加の際は、マスクを着用。  
【問合せ】フローリスト hana 萌音 ☎53-2005

お知らせ Information

つけもの加工・真空パック承ります

神代ゆきつばき加工クラブでは自家用製品の真空パック、殺菌などを承ります。お気軽にご利用ください。加工料金については、お問い合わせください。  
【加工日】12月27日 ㊄、令和3年1月7日 ㊄～3月26日 ㊄までの毎週木・金曜日および第3日曜日 ※300パック以上のお客さまには、別途加工日のご相談に応じます。  
【受付時間】9:00～11:30  
【問合せ】神代地域運営体 神代ゆきつばき 藤川清子 ☎080-1823-7323

お知らせ Information

～北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう～  
12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

我が国の緊急の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。日本人拉致容疑事案について情報をお持ちの方は、秋田県警察本部(☎018-863-1111)または仙北警察署までお知らせください。  
【問合せ】仙北警察署 ☎53-2111

イベント Events

ルネッサンス・角館主催 第32回歴史と文化フォーラム講演会

【日時】12月12日 ㊄ 15:00～16:30  
【場所】角館榊細工伝承館  
【講師】安倍甲氏(無明舎出版舎主)  
【演題】「出版の仕事から見た秋田県文化の力」(仮題)  
【その他】コロナ禍の事態の中、会場で住所・氏名のご記入にご協力をお願いします。  
【問合せ】ルネッサンス・角館代表 石川円 ☎090-2799-9132

相談 Consultation

行政に関する相談ごとは行政相談委員に

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関との間に立って、その解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。仙北市の行政相談委員は次の3人の方で、自宅で相談を受け付けているほか、定例相談所を開設しています。

【行政相談委員】▶難波輝子 ☎43-0782 田沢湖生保内字水尻7 ▶大柴進 ☎53-2690 角館町七日町34 ▶新山敦晃 ☎47-2746 西木町西明寺字宮田18  
【12月相談所開設日・場所】▶9日 ㊄・市役所神代出張所 ▶16日 ㊄・田沢湖総合開発センター ▶17日 ㊄・角館交流センター ▶25日 ㊄・市役所松木内出張所  
【時間】13:00～16:00  
【問合せ】仙北市総務課 ☎43-1111

相談 Consultation

仙北市社会福祉協議会 12月の心配ごと相談日

社会福祉協議会では、相談援助活動として心配ごと相談を行っています。お気軽にご利用ください。  
【日時・場所】▶9日 ㊄ 13:00～16:00・市役所神代出張所 ▶10日 ㊄ 13:00～16:00・社会福祉協議会角館支所 ▶16日 ㊄ 13:00～16:00・田沢湖総合開発センター ▶21日 ㊄ 10:00～12:00・紙風船館  
【問合せ】仙北市社会福祉協議会 ☎52-1624



# 雪に関する相談窓口

除雪など雪に関するご相談がありましたら下記のご担当にご連絡ください。

ご相談内容により、担当部署に電話を転送することがあります。  
また、土・日曜日、祝日などの休日は、日直が電話をお取り次ぎしますが、すぐに対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 道路除雪・流雪溝に関すること

平日 8:30～17:15	仙北市建設課 (角館流雪溝を除く)	☎43-2294
	角館流雪溝については 仙北市角館市民センターへ	☎43-3309
	※角館庁舎開庁に伴い、12月21日以降の角館流雪溝に関する相談窓口は建設課になります。	
休日 8:30～17:15	田沢湖(日直取次)	☎43-1111
	角館(日直取次)	☎43-3309
	西木(日直取次)	☎43-2200
夜間 17:15～翌8:30	田沢湖(当直取次)	☎43-1111
	角館(当直取次)	☎43-3309
	西木(当直不在のため)	田沢湖 ☎43-1111 角館 ☎43-3309

**除雪作業へのご協力をお願いします**

- ▶路上駐車は除雪作業の妨げとなります。路上への長期駐車、夜間駐車は絶対にしないようにお願いします。
- ▶屋根から落ちた雪や宅地内の雪を道路に出さないでください。通行する人の迷惑になるほか交通事故の原因にもなります。
- ▶冬期間に関わらず、雪解け後に除雪作業による側溝などの破損箇所が見つかった場合には、早めに建設課へお知らせください。

## 高齢者世帯等除雪支援事業による費用の助成について

平日 8:30～17:15	仙北市長寿支援課	☎43-2281
------------------	----------	----------



## 雪害、その他雪害に関する緊急時

平日 8:30～17:15	仙北市総合防災課	☎43-1115
夜間・休日	田沢湖(日直・当直取次)	☎43-1111
	角館(日直・当直取次)	☎43-3309
	西木(当直不在のため)	田沢湖 ☎43-1111 角館 ☎43-3309

屋根の雪下ろし作業の際は、安全帯・命綱を用意しましょう！

## お知らせ Information

### 「感染症」への対策を！

毎年秋から冬にかけてインフルエンザが流行します。短期間に多くの人へと広がり、人によっては重症化するおそれもあります。また、今年は新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されています。インフルエンザなどの感染症に「かからない」「うつさない」ためにも、下記の点を参考にしっかりとした対策を行いましょう。

- 【①流行前の予防接種】インフルエンザの予防接種は感染する可能性を減らすだけでなく、感染後の重症化を防ぐことができます。12月中旬頃までにワクチン接種をすることが理想的です。
  - 【②こまめな手洗い、うがいとマスクの着用】こまめな手洗いに加え、手指のアルコール消毒、うがいとマスクの着用を習慣づけましょう。
  - 【③適度な温度、湿度の保持】空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザに感染しやすくなります。また、冬の寒さで身体が冷えるとウイルスが侵入しやすくなります。適度な換気や加湿器、暖房器具などを使用し、感染しにくい環境を整えましょう。
  - 【④十分な休養とバランスのよい食事】身体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を心がけましょう。
  - 【⑤3密を避ける】換気の悪い「密閉」空間、多数が集まる「密集」場所、間近で会話や発声する「密接」場面の3密を避け集団感染のリスクを抑えましょう。
- 【問合せ】角館消防署 救急班 ☎54-2302

## お知らせ Information

### 仙北市民プレミアム商品券の使用期限について【12月31日(困)まで】

8月8日から発行されました「仙北市民プレミアム商品券」の使用期限は、12月31日(困)までとなります。使用期限を過ぎると無効となり使用できませんので、必ず期限内にご使用ください。また、未使用の商品券の払い戻しもできませんのでご注意ください。

【問合せ】仙北市民プレミアム商品券事業協議会事務局  
仙北市商工会 角館本所 ☎54-2304

## お知らせ Information

### 仙北平野土地改良区からのお知らせ

当土地改良区では冬期間も通水し、消雪・流雪などの地域用水として利用されている水路もありますが、今後の降雪に伴い水路幅がわかりにくくなります。また、積雪・凍結などにより道路が滑りやすくなりますので、水路近くを通行する際は十分注意し、危険箇所には近づかないようにしましょう。

【問合せ】秋田県仙北平野土地改良区 管理課  
☎0187-62-0180

## みんなで取り組む ESG SDGs vol.5

地域の未来のために、私たちができることはなんだろう？  
あたり前の暮らしをこの先もずっと続けるために、私たち一人ひとりが考え、行動に移すことが大切です。SDGsは、「誰一人取り残さない」社会を実現する世界共通目標です。  
全部で17個あるSDGsの目標のうち、今号は「目標3」をご紹介します。

問 仙北市地方創生・総合戦略室 ☎43-3315



### SDGs 目標3 すべての人に健康と福祉を



がん死亡率が全国トップクラスの秋田県ですが、仙北市はその値をさらに上回っていることをご存知ですか？  
超高齢社会においても、生きがいを持って安心して暮らしていくためには、一人ひとりの健康寿命を延ばすことが重要です。定期的に健康診断を受ける、適度な運動をするなど、普段の生活習慣を見直して、秋田県が目指す「健康寿命日本一」に一緒に取り組んでいきましょう！！  
健康意識を高め、自分の健康に気を使うことも、持続可能な社会の実現につながります。

### 私たちにできるSDGsの取組

- ▶適度な運動をする。
- ▶定期的に健康診断を受ける。
- ▶手洗い・うがい、マスクの着用。

